バンコク都友好提携２０周年記念事業の業務委託に係る
企画・提案公募実施要領

１　趣旨

本県とバンコク都の友好提携２０周年を記念し、バンコク都知事をはじめとするバンコク都訪問団が本県を訪問するため、受入に係る業務が発生するもの。

本業務の実施に当たっては、民間事業者が専門的な知識及び経験を活用して効果的に実施するため外部委託を行うものとし、受託者を選定するための企画提案公募を次のとおり実施するもの。

２　委託業務の概要

（１）業務の名称

バンコク都友好提携２０周年記念事業にかかる業務

（２）業務の内容

別紙仕様書のとおり

（３）予算規模

４，６２４千円（消費税及び地方消費税を含む）

（４）委託事業の実施期間

契約締結の日から令和９年３月１１日まで

３　企画提案公募参加資格

（１）委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４（一般競争入札の参加者の資格）が規定する者に該当しないこと

（３）福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（令和６年５月１０日６総厚第６５２号）に基づく指名停止期間中でない者

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

（５）福岡県暴力団排除条例（平成２１年福岡県条例第５９号）に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

（６）県内に本店又は支店、営業所等を有する者

（７）委託事業を実施するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人の権利を侵害することがないよう管理・運営を行うことができる者

4　参加申込書の提出について

提案を希望する事業者は「参加申込書（様式１）」を令和８年１１月１９日（木）１７時までに電子メールでご提出ください。

5　質問票の提出について

提案に際し、質問がある場合には「質問票（様式２）」を令和８年１１月１９日（木）１７時までに電子メールでご提出ください。

6　企画提案書の提出について

（１）提出書類

企画提案書：８部（任意様式、Ａ４片面）

（２）提出期限

令和８年１２月３日（木）１７時まで（必着）

（３）提出方法

郵送または持参　※郵送の場合、到着確認が可能な方法で送付すること。

7　企画提案書の作成について　（詳細は別紙「仕様書」を参照すること）

提案対象となる業務内容について、下記の事項を記載してください。

（１）会社概要

代表者名、事業内容、従業員数、経営規模等について示すこと。

（２）企画提案内容

仕様書に基づき、以下の項目について具体的な実施計画を記載すること。

ア　宿泊施設（施設概要、設備・サービス、利用条件等）

イ　レセプションの企画・運営（料理・飲料の内容、会場設営、司会進行等）

ウ　食事の手配

エ　車両の手配

オ　その他、本業務を円滑に実施するための工夫や提案事項

（３）類似業務の実績

本業務と同種又は類似する業務の実績について、業務名、発注者、実施年度及び業務概要を記載すること。

（４）見積書

ア　仕様書に基づき、宿泊費、レセプション費、食糧費、車両費等に区分して税抜価格で費用の内訳が分かるように作成し、消費税は最後に積算すること。

イ　別途費用が発生する可能性がある場合は、その条件及び金額を明記すること。

8　審査方法

福岡県が別に定める委員により組織された『「バンコク都友好提携２０周年記念事業」委

託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。)』において、（１）の審査のポイントに基づき、書面にて審査を行い、点数が最も高い者を受託候補者に選定します。

（１）審査のポイント

①企画提案の内容・実現性

②業務遂行能力

③安全管理・危機管理体制

④見積もりの妥当性

（２）企画提案者が１者又はいない場合の取扱い

企画提案者が１者の場合であっても、選定委員会において審査のうえ、受託候補者として選定するか否かを決定します。

また、企画提案者がいない場合は、事業内容等を見直し、再度公募を行います。

（３）評価が同点の場合の取扱い

企画提案者が複数あり、評価が同点の場合は、選定委員会において、いずれの者を受託候補者とするかを決定します。

（４）審査結果の通知

審査結果については、令和８年１２月上旬を目途に文書で通知します。

９ スケジュール

・令和８年１１月１９日（木）１７時００分　　参加申込書・質問票提出期限

・令和８年１１月２４日（火）　※予定　　質問への回答　ホームページ掲載

・令和８年１２月　３日（木）１７時００分　　企画提案書提出期限

・令和８年１２月上旬　　審査結果通知

１０　委託契約について

（１）審査の上、選定された受託者と委託契約を締結します。なお、委託契約締結に係る費用は受託者の負担とします。

（２）委託契約にあたっては、提案内容を基に両者協議の上、最終の仕様を決定します。

（３）委託契約にあたっては、福岡県財務規則第１６９条の規定により「当初委託契約額（消費税込)」の１００分の１０以上の金額を契約保証金として福岡県に納めていただきます。なお、この契約保証金は契約が支障なく履行されたときは、委託契約期間終了時に全額返還します。また、福岡県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結された場合や、過去２年以内に福岡県もしくは他の地方公共団体等と同種及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これを全て誠実に履行した場合などは、契約保証金が減免される場合があります。

（４）委託料は、事業の実施に必要な全ての経費を含むものとします。ただし、委託業務とは直接関係ない経費や、備品購入など財産取得となる経費は対象外です。

１１　その他

（１）参加申込書の提出後に辞退する場合は、書面(任意様式)により届け出るものとします。

（２）企画提案書の提出は、１者につき１件に限ります。

（３）企画提案書の提出後、企画提案書の差替、訂正、再提出することはできません。ただし、県から指示があった場合を除きます。

（４）企画提案書の提出後、県が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

（５）提出書類の作成、提出等に要する経費は、提案者の負担とします。

（６）書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位とします。

１２　各種書類の提出先（問合わせ先）

福岡県政策企画部国際局国際交流課東南アジア係
担当者：當山、里道
住所：〒812-8577 福岡市博多区東公園７番７号
Tel：092-643-3218
E-mail: intrel@pref.fukuoka.lg.jp